一般財団法人大阪建築防災センター
構造計算適合性判定業務規程

制定年月日　平成 19 年 6 月 15 日
改定年月日　平成 22 年 6 月 1 日（い）
改定年月日　平成 24 年 4 月 1 日（ろ）
改定年月日　平成 24 年 9 月 3 日（は）
改定年月日　平成 27 年 6 月 1 日（に）
改定年月日　平成 30 年 4 月 1 日（ほ）
改定年月日　令和 3 年 4 月 1 日（へ）
改定年月日　令和 5 年 3 月 27 日（と）
改定年月日　令和 7 年 4 月 1 日（ち）

第1章　総　則

（適用範囲）

第１条　この構造計算適合性判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「この法人」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 35 の５第１項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う、法第 18 条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第６条の３第１項及び法第 18 条第５項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第 77 条の 35 の 12 の規定により必要な事項を定めるものである。（ち）

（用語の定義）

第２条　この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（と）

(1) 建築確認等　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）第 15 条第 1 号に規定する建築確認等をいう。（ち）

(2) 特定構造計算基準　法第 20 条第１項第２号若しくは第３号に定める基準（同項第２号イ又は第３号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第２号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第３号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）（と）

(3) 特定増改築構造計算基準　法第３条第２項（法第 86 条の９第１項において準用する場合を含む。）の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の７第１項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。）（と）

(4) 建築主等　建築主及びその代理者（ち）
(5) 代表者　代表権を有する役員をいう。(ち)
(6) 親会社等　法第 77 条の 19 第 11 号に規定する親会社等をいう。(ち)
(7) 特定支配関係　建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 136 条の２の 14 に規定する特定支配関係をいう。（ち）
(8) グループ会社等　一の者が特定支配関係(令第136条の２の14第１項第２号及び第３号の規定による関係を除く。）を有する会社の全て及び当該一の者をいう。（ち）
(9) 役員　令第 136 条の２の 14 第１項第２号に規定する役員をいう。(ち)
(10) 判定員　法第 77 条の 35 の９に規定する構造計算適合性判定員をいう。(ち)
(11) 親族　配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。(ち)
(12) 制限業種　次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地(以下「建築物等」という。）に係るもの(国、都道府県及び市町村の建築物等並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物等に係るものを除く。）をいう。(ち)
イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物等関する調査、鑑定業務は除く。)
ロ 建設業
ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
(13) 署名等　「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）第３条第１項第６号に規定する署名等をいう。（ち）
(14) 電磁的記録　デジタル行政推進法第３条第１項第７号に規定する電磁的記録をいう。（ち）
(15) 電子署名　国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年３月 20 日国土交通省令第 25 号。以下、「主務省令」という。）第２条第２項第１号に規定する電子署名をいう。(ち)
(16) 電子証明書　主務省令第２条第２項第２号に規定する電子証明書をいう。(ち)
(17) 電子情報処理組織　この法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。(ち)
(18) 申請等 デジタル行政推進法第３条第８号に規定する申請等をいう。(ち)
(19) 処分通知等　デジタル行政推進法第３条第９号に規定する処分通知等をいう。(ち)
(20) 電子申請　デジタル行政推進法第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。(ち)
(21) 電子交付　デジタル行政推進法第７条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。(ち)

（判定業務実施の基本方針）

第３条　判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）並びに法第 77 条の 35 の８に規定する委任都道府県知事である大阪府知事が定める基準によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。(と)

２　理事長は、毎年度、判定の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための措置、これらを法人内で共有する方法等について方針（以下「構造計算適

合性判定業務実施方針」という。）として定め、職員に周知する。（と）

（判定業務管理体制の運営、責任と権限）

第４条　理事長は、判定の業務を行う区域(以下「業務区域」という。)及び業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「構造計算適合性判定業務管理規則」という。）を定め、職員に周知し、実施させる。（と）

２　構造計算適合性判定業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。（と）

(1) 構造計算適合性判定業務管理体制の見直し

(2) 苦情等事務処理

(3) 内部監査

(4) 不適格案件管理

(5) 再発防止措置

(6) 秘密の保持

（判定の業務を行う時間及び休日）

第５条　判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前９時 00 分から午後５時 00 分までとする。（と）

２　判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。（に）

(1) 日曜日及び土曜日（に）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（に）

(3) 年末年始（12 月 29 日から翌年の１月４日まで）（と）

(4) 盆休み（８月 13 日から 15 日まで）（と）

３　判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前２項の規定によらないことができる。（に）

(1) 第 12 条第５項の説明を受ける場合その他判定に係る審査を行う場合（と）

(2) 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合（に）

（事務所の所在地等）

第６条　事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。（と）

名称	所在地
一般財団法人　大阪建築防災センター	大阪府大阪市中央区谷町３丁目１番 17 号

２　業務区域、当該業務区域の判定の業務を行う事務所及び当該業務区域の判定の求めを受付ける事務所（以下「主たる事務所」という。）は、次の表に定めるとおりとする。（ち）

業務区域	判定対象建築物	判定業務を行う事務所	主たる事務所
大阪府全域	全ての建築物	一般財団法人大阪建築防災センター	左記のとおり

（判定の業務の範囲）

第７条　この法人は、前条第２項に定める建築物（以下「判定対象建築物」という。）に係る判定の業務を行うものとする。（ち）

２　この法人は、法第 77 条の 35 の４第６号の規定により、この法人又はその親会社等が指定確認検査機関である場合には、この法人に対してなされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定は行わないものとする。（ち）

３　この法人は、次の第１号から第４号までに掲げる者が建築主である建築物、第１号から第７号までに掲げる者が第２条第 12 号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定の業務を行わないものとする。（ち）

(1) 理事長、専務理事又は判定の業務の担当役員（と）

(2) 第１号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去２年間に所属していた企業、団体等を含む。）（と）

(3) 第１号に掲げる者の親族（と）

(4) 第３号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去２年間に役員であった企業、団体等を含む。）（と）

(5) 第１号又は第３号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等（と）

(6)　この法人の親会社等（ち）

(7) この法人又はこの法人の親会社等が特定支配関係（令第 136 条の２の 14 第１項第３号に該当する関係を除く。）を有する者（ち）

４　この法人は、法第 77 条の 35 の４第６号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれかに該当する指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定を行わないものとする。（ち）

(1) 理事長、専務理事又は担当役員が所属する指定確認検査機関（過去２年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）（と）

(2) 理事長、専務理事又は担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去２年間に役員であった指定確認検査機関を含む。）（と）

(3) 理事長、専務理事若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関（と）

(4) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去２年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）がこの法人に所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関（と）

(5) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去２年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族がこの法人の役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関（と）

(6) 指定確認検査機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族がこの法人の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定確認検査機関（と）

(7) この法人が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関（へ）

(8) この法人の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関（と）

(9) この法人が特定支配関係を有する指定確認検査機関（へ）

(10) この法人の親会社等が特定支配関係（令第 136 条の２の 14 第１項第３号に該当する関係を除く。）を有する指定確認検査機関（ち）

５　前３項の場合に該当するかどうかの確認は、担当役員が該当者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。（に）

６　第１項に定める判定の業務の範囲並びに第２項及び第４項の指定確認検査機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。（と）

第2章　判定の業務の実施方法

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

第８条　判定の業務の担当役員は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。（に）

（判定の業務の処理期間）

第９条　この法人は、申請に係る建築物の規模や用途に応じた標準的な判定の業務の処理期間を定め、申請者に提示する。（へ）

（判定の申請、受付、引受及び契約）

第 10 条　判定を申請しようとする建築主等は、この法人に対し、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第３条の７に規定する申請書又は通知書の正本１通及び副本１通並びにこれらに添えた図書及び書類（以下「判定申請図書等」という。）を提出するものとする。（と）

２　判定申請図書等の提出（施行規則第３条の７第１項第１号ロ（２）ただし書きに定める提出に限る。）については、予め建築主等と協議して定めるところにより、電磁的記録媒体の提出によることができる。（ち）

３　この法人は、第１項の規定による判定申請図書等の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受付ける。（と）

(1) 判定の求めに係る建築物が、第７条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。（と）

(2) 第１項に掲げる判定申請図書等が提出されていること。（と）

(3) 判定申請図書等の内容が、法第 18 条の３第１項に規定する確認審査等に関する指針（以下「指針告示」という。）第２第２項各号によるものであること。（と）

(4) 申請に係る判定申請図書等の内容に明らかな瑕疵がないこと。（と）

４　前項の規定を満たさない場合は、補正を求め、補正の余地のないときは受付けできない理由を説明し、判定申請を受付けない。（と）

５　この法人は、第３項の規定による受付けをした場合においては、建築主等に「構造計算適

合性判定受付書（別記１号様式）」を交付するものとする。なお、構造計算適合性判定申請書（施行規則別記第 18 号の２様式）又は計画通知書（第 42 号の 12 の２様式）第一面に受付印を押印し、その写しをもって構造計算適合性判定受付書に代えることができるものとする。この場合において、建築主等とこの法人は別に定める「一般財団法人大阪建築防災センター構造計算適合性判定業務約款」（以下、「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。（と）

６　建築主等が、正当な理由なく、受付書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、この法人は第３項の受付を取り消すことができる。（と）

７　この法人は、前６項の規定に関わらず、判定の業務の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に判定を実施することが困難な場合には、判定の業務を引き受けない。（と）

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 11 条　前条の業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。（と）

(1) 建築主等は、この法人の請求があるときは、この法人の判定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にこの法人に提供しなければならない旨の規定。（と）

(2) 建築主等は、申請に係る計画に関しこの法人がなした特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定。（と）

(3) 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの（と）

イ　判定手数料の額の決定に関すること。

ロ　判定手数料の支払期日に関すること。

(4) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。（と）

イ　適合判定通知書又は適合しない旨の通知書（第 16 条第１項の通知書をいう。以下この項において「適合判定通知書等」という。）を交付する期日（以下「業務期日」という。）に関すること。

ロ　この法人は、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに適合判定通知書等を交付することができない場合は、建築主等に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。（と）

イ　建築主等は、適合判定通知書等が交付されるまでの間に、この法人に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。この場合において、この法人は、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

ロ　建築主等は、この法人がその責に帰すべき事由により業務期日までに適合判定通知書等の交付をしないときその他のこの法人の責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないと認められるときは、当該契約を解除することができること。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) この法人が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。(と)

イ 建築主等は、適合判定通知書等の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、この法人に対して、追完及び損害賠償を請求することができること。ただし、その誤りが、この法人の責に帰することができない事由に基づくものであることをこの法人が証明したときは、この限りでないこと。

ロ イの請求の期限に関すること。

(判定の実施)

第 12 条　この法人は、第 10 条第３項の規定による受付けをしたときは、速やかに、判定員に判定を実施させることとする。(と)

２　判定員は、次の第１号から第４号までに掲げる者が建築主である建築物、第１号から第５号までに掲げる者が第２条第 12 号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は建築確認等を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならないこととする。(ち)

(1) 当該判定員(と)

(2) 第１号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去２年間に所属していた企業、団体等を含む。)(と)

(3) 当該判定員の親族(と)

(4) 第３号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去２年間に役員であった企業、団体等を含む。)(と)

(5) 第１号又は第３号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等(と)

３　判定員は、原則として２人以上で判定に係る審査(以下単に「審査」という。)を行うこととする。ただし、単純な構造形式である整形な建築物(許容応力度等計算を行った建築物)や比較的小規模な建築物(保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ 20m 以下の建築物)については１人の判定員により審査することができる。(と)

４　判定員は、指針告示第２に定める判定に関する指針及びこの法人が作成した判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。(と)

５　この法人は、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、建築主等に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。(と)

６　この法人は、審査において、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、指針告示第２第４項第５号の規定に基づき、建築主等に対して、その旨及びその理由を「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(施行規則別記第 18 号の 11 様式又は第 42 号の 12 の 11 様式)」により、通知することとする。(と)

７　前項の場合において、第 10 条第１項に規定する判定申請図書等の補正がなされ、又は判定申請図書等の記載事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出がなされたときは、指針告示第２第４項第５号の規定に基づき、これらの図書及び書類を判定申請図書等の一部として審査することとする。(と)

８　前２項の場合において、第６項の通知書が建築主等に到達した日から前項の補正された申請書等又は追加説明書がこの法人に到達した日までの日数は、第 16 条第１項の期間

及び第17条第１項の延長する期間に含めないものとする。（と）

9　この法人は施行規則第３条の 10 の規定により読み替えて適用される施行規則第３条の８及び指針告示第２第３項第３号の規定に基づき、確認検査において留意すべき事項がある場合には、当該事項の内容を建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関に通知する。（ち）

確認が未申請の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなければ、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、第６項により適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を建築主等に対して交付する。一方、建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第16条により適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を建築主等に対して交付した上で、申請者から申請をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項の内容を建築主事等又は指定確認検査機関に通知する。（ち）

また、建築主事等又は指定確認検査機関から、施行規則第１条の４及び指針告示第１第４項第３号ロ（１）の規定に基づき、適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、この法人は指針告示第２第３項第３号の規定に基づき、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を当該建築主事等又は指定確認検査機関に通知することとする。（ち）

10　判定の業務に従事する職員で判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定の求めの受付けその他判定の業務に係る補助的な業務を行う。（と）

11　この法人は、指針告示第２第４項第６号の規定により、判定を行っている期間中に、建築主等から判定の申請に係る建築物の計画を変更しようとするときは、その判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないものとする。（と）

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

第13条　法第20条第１項第２号イの規定に基づき、令第81条第２項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。（と）

（大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法）

第14条　法第20条第１項第２号イ又は第３号イの規定に基づき、令第81条第２項又は第３項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、電磁的記録媒体の提出があったときは、指針告示別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。（ち）

(1) 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確かめること。（に）

(2) 判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものを用いて、電磁的

記録媒体に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。（ち）

(3) 提出を受けた構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。（に）

2　前項第２号において、この法人が行う構造計算は、この法人が保有又はリース契約する大臣認定プログラムで行う。（と）

（専門的な識見を有する者への意見聴取）

第 15 条　この法人は、法第 18 条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第６条の３第３項又は法第 18 条第７項の規定により、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者（以下「判定相談員」という。）の意見を聴くものとする。（ち）

(1) 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合。（に）

(2) 極めて高度な知識が要求される場合。（に）

(3) その他この法人が判定を行うにあたって必要があると認める場合。（へ）

2　この法人は、判定相談員から意見を聴くときは、予め、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を建築主等に示した上で、当該意見聴取すべき事項に関する見解を建築主等に求めるものとする。この場合の手続きは、第 12 条第６項に定めるところによる。（と）

3　判定相談員は、前項の判定員及び建築主等の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として２名以上の判定相談員の合議に基づくものとする。（と）

4　この法人は、判定相談員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を建築基準法に基づく指定建築基準適合性判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）第 31 条の 11 第１項に規定する図書及び書類として記録するものとする。（ち）

（適合判定通知書等の交付）

第 16 条　この法人は、法第 18 条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第６条の３第４項又は法第 18 条第８項の規定により、当該判定申請を受け付けた日から 14 日以内に、特定構造計算基準等に適合する場合は「適合判定通知書（施行規則別記第 18 号の８様式又は第 42 号の 12 の８様式）」を、適合しない場合は「適合しない旨の通知書（施行規則別記第 18 号の９様式又は第 42 条の 12 の９様式）」を建築主等に書面で交付するものとする。この場合において、判定申請を受け付けた日とは第 10 条第３項の規定によりこの法人が受け付ける判定申請図書等（第 10 条第４項の規定によりこの法人が建築主等にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの）がこの法人に到達した日とし、業務時間外に到達した場合は次の業務実施日とする。（ち）

2　前項の規定による交付は、判定申請図書等の副本を添えて行う。（に）

3　この法人は、適合判定通知書を交付した後に、指針告示第２第４項第７号に基づき、建築

主事等又は指定確認検査機関から判定の結果等について照会があった場合は、当該建築主事等又は指定確認検査機関に対して、当該照会に対する回答その他必要な措置を講じるものとする。（ち）

（判定期間の延長）

第 17 条　この法人は、法第 18 条の２第４項の規定により読み替えて適用される法第６条の３第５項又は法第 18 条第９項の規定に基づき、法第 20 条第１項第２号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他施行規則第３条の９第２項又は施行規則第８条の２第２項で定める場合に限り、前条第１項の期間内に建築主等に同項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、35 日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。（ち）

２　前項の規定により前条第１項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した「期間を延長する旨の通知書（施行規則別記第 18 号の 10 様式又は第 42 号の 12 の 10 様式）」を前条第１項の期間内に建築主等に交付するものとする。（に）

（判定の申請の取り下げ）

第 18 条　建築主等は、第 16 条第１項の通知書の交付前に、申請を取り下げる場合には、その旨を記載した「構造計算適合性判定の取り下げ届（別記２号様式）」をこの法人に提出する。（と）

２　前項の場合においては、この法人は、判定の業務を中止し、判定申請図書等を建築主等に返却するものとする。（へ）

（判定を受けた計画の変更の申請）

第 19 条　建築主等の都合により当該判定を受けた建築物等の計画が変更され、この法人に当該計画変更の判定の申請がなされた場合の判定の業務の実施方法は第 10 条から前条までの規定を準用する。申請にあたり建築主等は、「計画変更構造計算適合性判定申請書（施行規則別記第 18 号の３様式）」は「計画変更通知書（第 42 号の 12 の３様式）」をこの法人に提出する。（と）

（判定の記録）

第 20 条　判定員等は、判定業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。（と）

第3章　判定手数料等

（判定手数料の設定）

第 21 条　この法人は、判定業務の実施に係る手数料を判定手数料規程に定める。（ち）

２　手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、遅く

とも増額又は減額を行う１月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。（と）
ただし、災害対応のために減額を行う場合には、その公表について、減額を行う１月前より遅く行うことができる。（ち）

３　判定手数料は、一の建築物ごとに別に定める額とする。ただし、令第 36 条の４に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。）は、それぞれ別の建築物とみなす。（ち）

（判定手数料の収納）

第 22 条　建築主等は、業務約款に定める日までに、銀行振込みにより納入するものとする。（と）

２　前項の納入に要する費用は、建築主等の負担とする。（に）

３　建築主等は、別途協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。（に）

（判定手数料の返還）

第 23 条　この法人が収納した判定手数料は返還しない。ただし、この法人の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。（ち）

第4章　判定の業務の実施体制

（判定の業務の実施体制）

第 24 条　判定の業務は、他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置する。（ち）

２　判定の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、担当役員が判定の業務に係る管理の責任と権限を持つ。（に）

３　この法人の役員及び判定の業務に従事する職員（判定員、判定相談員を含む。）は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。（と）

４　担当役員は、判定の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。（と）

５　この法人は、この法人で実施する大臣認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる大臣認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。（と）

（判定員の選任）

第 25 条　この法人は、判定の業務を実施させるため、法第 77 条の 35 の９第２項の規定により、法第 77 条の 66 第１項の登録を受けた者のうちから、判定の業務の適確な実施のために必要な人数として、機関省令第 31 条の３の３に定められた人数以上の判定員を選任するものとする。（ち）

２　判定員は、この法人の職員から選任するほか、この法人の職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。（と）

３　この法人は、第１項の規定により判定員を選任したときは、「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書（機関省令別記第 10 号の４様式）」を大阪府知事に提出するものとする。（と）

４　第１項の判定員の数は、前年度の判定の実績に応じ、機関省令第 31 条の３の３の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。（と）

５　前４項の規定にかかわらず、この法人は判定の求めの件数が一時的に増加すること等の事情により、判定の業務を適確に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな判定員を選任する等の適切な措置を講じるものとする。（と）

（判定員の解任）

第 26 条　この法人は、判定員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その判定員を解任するものとする。（ち）

(1) 法第 77 条の 35 の９第４項の規定による大阪府知事の解任命令があったとき（と）

(2) 前号のほか、職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき（と）

(3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき（と）

(4) その他解任の必要があると認められるとき（と）

２　この法人は、前項の規定により判定員を解任したときは、前条第３項の「指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書」を大阪府知事に提出するものとする。（と）

（判定員の配置）

第 27 条　判定の業務に従事する職員を、この法人の職員の判定員を含め、常時２人以上配置する。（ち）

２　配置予定の判定員の緊急の休暇その他の事情により、前項の判定員の配置人数が確保できないことが発覚した場合は、他の判定員に連絡し、前項の判定員の配置人数を確保するものとする。（と）

（判定相談員の選任）

第 28 条　この法人は、第 15 条第１項の規定により意見を聴くため、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、判定相談員を選任するものとする。（ち）

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

(2) 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

(3) 法第 77 条の 42 第１項の認定員若しくは法第 77 条の 56 第２項において準用する法第 77 条の 42 第１項の評価員であり、又はあった者（と）

(4) 地方公共団体が設置する耐震診断等判定委員会その他これに類する委員会の委員であり、又はあった者など、理事長が建築物の構造に関して特に優れた専門的知識及び技術を有する者として認める者（と）

２　判定相談員は、この法人の職員以外の者に委嘱して選任するものとする。（と）

（判定相談員の解任）

第 29 条　この法人は、判定相談員が次のいずれかに該当する場合においては、その判定相談員を解任するものとする。（ち）

(1) 職務上の業務違反その他判定相談員としてふさわしくない行為があったとき（と）

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(3) その他解任の必要があると認められるとき

（秘密保持義務）

第 30 条　この法人の役員及びその職員（判定員、判定相談員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。（ち）

第5章　判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

（判定業務管理体制の見直し）

第 31 条　理事長は、この法人の構造計算適合性判定業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年１回、次事業年度の開始前までに、定期的に構造計算適合性判定業務管理体制の見直しを行う。また、この法人及びこの法人の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、構造計算適合性判定業務管理体制の見直しを行う。（ち）

２　判定の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、構造計算適合性判定業務管理体制を継続的に改善する。（と）

（内部監査）

第 32 条　理事長は、判定の業務の担当役員以外の役員から監査員を任命し、適正な構造計算適合性判定業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年１回、監査員に内部監査を実施させる。（ち）

２　内部監査においては次に掲げる事項を監査する。（ち）

(1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況

(2) この規程への適合状況

(3) 第３条に規定する判定の業務実施の基本方針への適合状況（と）

(4) 構造計算適合性判定業務管理体制の状況

(5) この規程の内容の見直しの必要性

(6) 情報セキュリティポリシーへの適合状況（ほ）

３　監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために措置を講ずる。監査員はとられた措置の検証及び検証結果について判定の業務の担当役員に報告するものとする。（ち）

４　内部監査の結果、監査員より改善の指摘を受けたときは、次の各号に掲げる措置のうち当該指摘事項の改善のために必要なものを講じるものとする。（と）

(1) この規程の内容の見直し（と）

(2) 第 12 条第４項のマニュアルの見直し（と）

(3) 第 25 条第５項の措置（ち）

(4) 第 26 条第１項の解任（ち）

(5) その他判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するために職員、設備、判定の業務の実施の方法その他の事項に関して必要な措置

５　この法人は、前項の措置に関する計画を作成したときは、速やかに大阪府知事に報告するものとする。（へ）

（監視委員会による監査等）

第 33 条　この法人は、次の各号に掲げる者で委員を構成する監視委員会を設置するものとする。（ち）

(1) 弁護士会の推薦する者

(2) 消費者団体の推薦する者

(3) 建築物の構造に関する学識者

(4) この法人の監事

２　監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。（と）

(1) 規程の審議

(2) この法人から提出された理事会の議事録の確認

(3) この法人が行った判定の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名

(4) 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認（と）

(5) 係争事件に係る監査

(6) その他判定の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等

３　前項第３号の規定により監視委員会が指名した者は、この法人が行った判定の業務に関する技術的検査を行い、その結果をこの法人に報告するものとする。（と）

４　監視委員会は、年２回以上第２項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後 30 日以内に大阪府知事に報告しなければならないものとする。（と）

５　この法人は、前項の規定による報告において大阪府知事より改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。（へ）

（苦情等の事務処理）

第 34 条　この法人は、判定の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。（ち）

２　この法人は、法第 94 条第１項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。（へ）

３　前２項の苦情、審査請求及びこれらに対してこの法人がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。（へ）

（不適格案件の管理）

第 35 条　この法人は、不適格案件（特定構造計算基準等に適合しない又は適合するかどうかを判定できない案件について、誤って適合判定通知書を交付したものをいう。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。（ち）

２　この法人は、適合判定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主、大阪府知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。（へ）

３　判定の業務の担当役員は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。（に）

（再発防止措置）

第 36 条　判定業務の担当役員は、不適格案件の発生その他により構造計算適合性判定業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための措置（以下「再発防止措置」という。）をとる。

再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。（ち）

２　判定業務の担当役員は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。（に）

(1) 不適格案件の内容確認（に）

(2) 不適格案件発生の原因の特定（に）

(3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための措置の必要性の評価（ち）

(4) 必要な措置の決定及び実施（に）

(5) 実施した措置の結果の記録（ち）

(6) 是正措置において実施した活動の評価（ち）

（定期報告等）

第 37 条　この法人は、法第 77 条の 35 の 17 第１項の規定に基づき、大阪府知事が判定の業務に関する報告を求め、又はその職員の立ち入りによる検査を行う場合は、これに応じなければならない。（ち）

（帳簿及び書類の保存期間）

第 38 条　帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。（ち）

(1) 法第 77 条の 35 の 14 第１項に規定する帳簿　機関省令第 31 条の 14 の規定による引継ぎを完了するまで（に）

(2) 第 10 条第１項の判定申請図書等、同条第５項の構造計算適合性判定受付書の写し（構造計算適合性判定申請書又は計画通知書第一面に受付印を押印したものの写しをもってこれに代えた場合は除く。）、第 12 条第６項の適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の写し、同条第７項の建築主等から提出された補正後の判定申請図書等及び追加説明書、第 15 条第４項の記録、第 16 条第１項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の写し並びに第 17 条第２項の期間を延長する旨の通知書の写し（指定機関省令第 31 条の 11 第２項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む）

第 16 条第１項の適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の交付を行った日から 15 年間（ち）

（帳簿及び判定申請図書等の保存及び管理の方法）

第 39 条　前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。（ち）

２　前項の保存は、前条第１号に規定する帳簿への記載事項及び同条第２号に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体を保存する方法によってすることができる。（ち）

３　前項の規定に基づき帳簿、図書を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体のデータを原本として扱うものとする。（ち）

４　役員及び職員は、機関省令第 31 条の 11 第１項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとする（郵送する場合を含む）ときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を担当役員に報告するものとする。（に）

（判定の業務に関する書類の管理に係る別の定め）

第 40 条　この法人は、判定業務に関する書類（判定の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第 41 条及び第 43 条において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。（ち）

（総括記録管理者の設置）

第 41 条　この法人に、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者１名を置く。（ち）

２　総括記録管理者は、担当役員をもって充てる。

（記録管理者の設置）

第 42 条　総括記録管理者は記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を１名指名する。（ち）

（記録管理簿の調製）

第 43 条　統括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。（ち）

２　記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。（と）

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了する日

第6章　電子申請等の実施に関し必要な事項

（電子申請による申請等）

第 44 条　判定の申請については、あらかじめこの法人と協議した上でこの法人が指定する方法で、電子申請にて行うことができる。（ち）

２　前項の規定により行われた同項の電子申請に対して、第 10 条第４項の規定により引き受けできない場合において、この法人は、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより返却に代えることができる。（ち）

３　第１項の規定により行われた同項の電子申請に対して、第 18 条第１項の取り下げ届を提出する場合は、建築主等は、あらかじめこの法人と協議した上でこの法人の指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、この法人は、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、第 18 条第２項に規定する返却に代えることができる。（ち）

４　法令等の規定により署名等をすることが規定されているものを第１項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。（ち）

(1) 申請データに電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置

(2) 識別番号及び暗唱番号を入力する措置

(3) 申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置

５　電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がこの法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にこの法人に到達したものとみなす。（ち）

６　申請に係る電磁的記録がこの法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24 時間 365 日とする。ただし、この法人の使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。（ち）

７　電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。（ち）

８　電子申請を実施する場合には、第 11 条の業務約款に少なくとも次の事項を記載する。

(1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた判定の業務の開始に関する規定

(2) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

（電子交付等）

第 45 条　この法人は、次に掲げるいずれかの方式により建築主等が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主等と協議した上で法人が指定する方法で、電子交付を行うことができる。（ち）

(1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗唱番号の入力等による電子情報処理組織への接続

(2) 建築主等がこの法人に対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること

２　法令の規定により署名等をすることが規定されているものについて電子交付を行う場合に

は、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。
(1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータをこの法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
(2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置
3　この法人は、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主等と協議した上でこの法人が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。
4　電子情報処理組織を使用して行う第１項又は前項の交付(以下「電子交付等」という。)において電子署名を行う場合には、第 11 条の業務約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を記載する。

(電子申請に係る電磁的記録の保存)
第 46 条　この法人は、第 44 条第 1 項により申請された電磁的記録を第 38 条第 1 項に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録が第 16 条第 1 項に基づく適合判定通知書を交付した日と同じ状態であることを第38条第1項に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。(ち)

(電子情報処理組織による業務の実施)
第 47 条　この法人は、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。(ち)

(電子署名及び電子証明書)
第 48 条　第 44 条第４項第 1 号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。(ち)
(1) 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の２第１項及び第３項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書（と）
(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第３条第１項に規定する電子証明書（と）
(3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号。以下「告示」という。）第３条第１号に規定する電子証明書（と）
(4) 告示第３条第２号の規定に基づきこの法人が指定する電子証明書（と）
2　この法人は、前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法並びに電子申請に係るその他必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主等に周知するものとする。(ち)
3　この法人は、第 44 条第１項により申請された電磁的記録を第 38 条第２号に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録が第 16 条第１項に基づく適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付した日と同じ状態にあることを第 38 条第２号に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。(ち)

（構造計算適合性判定の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）

第 49 条　この法人は、第 44 条第 1 項による電子申請を行わせる場合、第 40 条に規定する定めとともに、判定の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。（ち）

（電子情報管理者の設置）

第 50 条　この法人は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者１名を置く。（ち）

（情報セキュリティ責任者の設置）

第 51 条　この法人は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者１名を置く。（ち）

第7章　雑　則

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 52 条　この法人は、電子申請の受付、電子交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その措置について別に定める。（ち）

（判定の業務の休廃止の許可の申請）

第 53 条　この法人は、法第 77 条の 35 の 18 第１項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書（機関省令別記第 10 号の７様式）を大阪府知事に提出するものとする。（ち）

（判定の業務の引継ぎ）

第 54 条　この法人は、法第 77 条の 35 の 21 第３項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。（ち）

(1) 判定の業務を大阪府知事に引き継ぐこと。（に）

(2) 第 38 条第１号に規定する帳簿並びに同条第２号に規定する図書等を大阪府知事に引き継ぐこと（ち）

(3) その他大阪府知事が必要と認める事項（に）

２　前項の規定の実施に要する費用は、この法人の負担とする。（へ）

（書類が円滑に引渡しされるための措置）

第 55 条　この法人は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、機関省令第 31 条の 12 の規定に基づく申請の提出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。（ち）

(1) 機関省令第 31 条の 14 第１項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。（と）

(2) 第１号に規定する書類の一覧表を作成し、大阪府県知事に提出すること。（と）
(3)第１号に規定する書類の件数及び存否状況並びに第２号の分類及び保存が完了したことを大阪府知事に報告する。なお、紛失があった場合は大阪府知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。（と）
２　前項に定めるもののほか、この法人は、機関省令第 31 条の 14 第１項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。（へ）

（書類の備置き及び閲覧）
第 56 条　この法人は、法第 77 条の 35 の 15 の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。（ち）
２　閲覧させる書類は、法第 77 条の 35 の 15 各号に掲げるものとする。
３　この法人は、前２項に定めるもののほか、第１項の閲覧に関する事項を別に定め、判定業務を行う事務所における備付け、メール等での提供その他の適当な方法により公開する。（ち）

（業務区域等の掲示）
第 57 条　この法人は、法第 77 条の 35 の 13 の規定に基づき、業務区域、指定の番号、指定有効期間、機関の名称、代表者氏名、主たる事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物を、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表を行う。（ち）

（事前相談）
第 58 条　この法人に判定を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、事前に相談をすることができる。（ち）

（附則）
この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（平成 19 年 6 月 15 日施行）
（附則）
この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（平成 22 年 6 月 1 日施行）（い）
（附則）
この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（平成 24 年 4 月 1 日施行）（ろ）
（附則）
この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（平成 24 年 9 月 3 日施行）（は）
（附則）
この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（平成 27 年 6 月 1 日施行）（に）
（附則）
この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（平成 30 年 4 月 1 日施行）（ほ）
（附則）
この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（令和 3 年 4 月 1 日施行）（へ）

（附則）

この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（令和５年３月27日施行）（と）

（附則）

この規程は、大阪府知事の認可の日から施行する。（令和７年４月１日施行）（ち）

判定手数料規程は、令和７年６月１日から施行するものとし、それまでの間の判定手数料は従前の額とする。